

【目的】

改正電子帳簿保存法の施行やデジタル技術の普及により、今後、企業の経理業務についても更なるデジタル化が進んで行くと予想される。経理業務のデジタル化は、企業における業務改善やペーパーレス化に繋がる一方で、多くの帳票類が紙媒体で取り引きされる中、電帳法に乗っ取ったスキャナ保存を行うことは業務負担を増加させる原因ともなる。

物価高騰等厳しい状況下、これら業務を外注するアウトソーシングについて周知・普及することで、業務負担を軽減し、企業の生産性向上を支援するほか、市内における新事業創出や企業誘致に結びつける。

【事業概要】

アウトソーシング普及推進補助金	
対象事業者	アウトソーシングを受託する市内事業者（受託事業者） ※公募の上、審査により一社程度選定
補助金額	市内事業所（依頼事業所）が外注する経理業務のデジタル化に関する経費等を対象とする 補助率：10/10 補助上限：1事業所あたり6,000円程度
対象期間	令和6年4月1日～令和6年9月30日(予定)の契約分

